

申請事案一覧表

港湾局総務課

H25. 12. 12

説明聴取事案とされたい事案

| 申請種別 | 申請年月日 受付年月日 | 申請者 | 申請内容 | 備考 |
|-----------|----------------------------|-----|-----------------|----|
| 港湾区域の変更同意 | H25. 11. 18 H25. 11. 27 | 千葉県 | 木更津港 港湾区域の変更 | |

目 次

| | |
|------------------|----|
| ・ 審議資料 | 3 |
| ・ 木更津港港湾区域変更図 | 8 |
| (参考資料) | |
| ・ 港湾区域の変更について | 9 |
| ・ 木更津港港湾区域変更手続概要 | 10 |

審 議 資 料

1. 港 名 木更津港
2. 港湾管理者 千葉県
3. 港 格 重要港湾

4. 申請の内容 港湾区域の変更

(1) 現港湾区域 (昭和 52 年 12 月千葉県告示第 795 号)

富津市富津長浜 2,035 番地の 64 に設置された標柱 (北緯 $35^{\circ} 18' 49''$ 、東経 $139^{\circ} 49' 28''$) から $327^{\circ} 38' 40''$ 8,840m 地点まで引いた線、同地点から $21^{\circ} 2,500m$ の地点まで引いた線、同地点から $52^{\circ} 4,500m$ の地点まで引いた線、同地点と木更津市吾妻 1 丁目地先の地点 (北緯 $35^{\circ} 23' 59''$ 、東経 $139^{\circ} 54' 22''$) とを結んだ線及び陸岸により囲まれた海面である。但し、漁港法 (昭和 25 年、法律第 137 号) により指定された小糸川漁港の区域を除く。

(2) 変更予定港湾区域

富津市富津長浜 2,035 番地の 64 に設置された標柱 (北緯 $35^{\circ} 19' 1''$ 、東経 $139^{\circ} 49' 16''$) から $327^{\circ} 38' 40''$ 8,840m 地点まで引いた線、同地点から $21^{\circ} 2,500m$ の地点まで引いた線、同地点から $52^{\circ} 13m$ の地点まで引いた線、同地点から $113^{\circ} 44' 29''$ 3,000m の地点まで引いた線、同地点から $55^{\circ} 4' 44''$ 4,785m の地点まで引いた線、同地点と木更津市吾妻 1 丁目地先の地点 (北緯 $35^{\circ} 24' 11''$ 、東経 $139^{\circ} 54' 9''$) とを結んだ線及び陸岸により囲まれた海面である。但し、漁港漁場整備法 (昭和 25 年、法律第 137 号) により指定された小糸川漁港の区域を除く。

(3) 変更区域図

別添「木更津港港湾区域変更図」参照

5. 位 置

本港は、東京湾の東岸に位置する。

6. 沿 革

木更津港は、背後に木更津市、君津市及び富津市の 3 市を擁し、3 市の人口は併せて約 26 万人、水域面積は約 8,600ha、海岸延長は約 29km に及んでいる。

江戸時代に徳川幕府から江戸府船町と木更津との間に渡船営業権を与えられたことに始まり、明治に入ると東京や横浜との間に定期船が就航するようになった。大正時代に鉄道が開通したことにより海運は衰微したものの、戦後の高度成長期には君津地区へ八幡製鉄(株) (現新日鐵住金(株)) が進出したことにより外航船が出入りするようになり、更に東京湾のカーフェリーが就航すると港勢が大きく進展した。昭和 28 年 3 月に港湾区域の認可を受け千葉県が港湾管理者となり、昭和 42 年 4 月には重要港湾に指定され、現在では鉄鋼、エネルギー、木材加工団地等の生産活動拠点として、千葉県南部地域の経済活動に重要な役割を果たしている。

7. 概 要

木更津港における取扱貨物量は、世界同時不況の影響で平成 21 年に一時減少したが、その後回復傾向にあり、約 7,000 万トン/年で推移している。平成 24 年実績で外貿約 5,045 万トン（輸出約 460 万トン、輸入約 4,585 万トン）、内貿約 1,782 万トン（移出約 923 万トン、移入約 859 万トン）の合計 6,827 万トンであり、輸入貨物が占める割合が多く、LNG や鉄鉱石など周辺に立地する企業に由来する貨物が多いという特徴がある。移出・移入貨物としては、砂・砂利等を多く取り扱っている。

近年の港湾活動の高度化・効率化、さらには市民が海と憩える場の創造等の整備を図るため、平成 22 年 3 月に港湾計画を改定し、千葉県南部地域の産業・物流の拠点として、また、エネルギー供給拠点として物流機能の充実を図るとともに、物流、観光・交流・アメニティ、環境、防災の 4 つの機能が融合した魅力ある港を目指している。

本港は、港湾計画上、江川地区、吾妻地区、木更津南部地区、君津地区、富津地区の 5 地区で構成されており、各地区の概要は以下のとおりである。

各地区の概要

【江川地区】

本地区には物揚場が整備されており、周囲には盤州干潟が広がる自然環境が豊かな地域であり、海苔養殖も行われている。主として当地域で活動する漁船等の小型船を対象とする船だまりとして利用されている。

【吾妻地区】

本地区は本港発祥の地であり、昭和 9 年の海軍航空隊の飛行場建設に伴い整備が進んだ。昭和 40 年より木更津－川崎間にフェリーが就航していたが、平成 9 年 12 月の東京湾アクアラインの開通に伴い廃止となった。現在は地域の活性化を支援するため、港の再開発を進めており、物揚場、臨港道路及び緑地の整備を進めている。

公共の港湾施設としては、4 施設存在するが、作業船の停泊地として利用されており、作業船の燃料、水を取り扱っている。

【木更津南部地区】

本地区には、金属製品や金属加工業（トーヨーカネツ（株）や新日鐵住金（株）関連企業）の拠点となっているほか、広大な木材水面整理場及び水面貯木場を利用した県内木材業者（（株）キーテックなど）の輸入原木・製材や木製品の取扱拠点となっている。

公共の港湾施設としては、物揚場、岸壁が 10 施設あり、木更津埠頭 G 岸壁及び木更津埠頭 H 岸壁の 2 岸壁については、外貨貨物に対応するため、平成 8 年及び平成 18 年に -12m 岸壁（2 バース延長 500m）が整備され、鉄鋼、鋼材、中古自動車を取り扱われている。

【君津地区】

本地区には新日鐵住金（株）君津製鉄所（平成 24 年 10 月に新日本製鐵（株）と住友金属工業（株）が合併）及びその関連企業が立地し、年間粗鋼生産量 1,000 万トンを誇る国内最大級の粗鋼生産拠点となっている。これら企業の専用バースとして、水深 -17m 及び -19m の岸壁が整備されており、木更津港の取扱貨物量の大半を占めている。

主な取扱貨物は、輸入品目では鉄鉱石、石炭、輸出品目では鉄鋼等新日鐵住金（株）及び関連企業の原材料及び製品である。

【富津地区】

本地区には LNG を燃料とした国内最大級の発電所（東京電力（株）富津火力発電所）が立地し、首都圏全域へのエネルギー供給基地として重要な役割を果たしている。

また、当該地区は千葉県が事業計画を策定した「千葉県西・中央地域におけるエコタ

ウンプラン」に含まれ、リサイクルポートに指定されていることから、リサイクル関連企業（東日本資源リサイクル(株)、富津市水産加工業協同組合）の誘致・集積を進めている。

公共の港湾施設としては、岸壁、物揚場の4施設があり、主な取扱貨物は、窯業品、砂利、砂等である。なお、東京電力(株)富津火力発電所の専用岸壁(-14m)においては、LNGを取り扱っている。

各地区の主要施設及び取扱品目については下表のとおり。

| 地区名 | 主要港湾施設 | 水深(m) | 延長(m) | 主な取扱貨物の種類 |
|--------------------|----------------------|------------------|-------|--------------------|
| 江川地区 | 江川物揚場【公共】 | -2 | 80 | —（小型船溜まり） |
| 吾妻地区 | 内港物揚場(1)【公共】 | -3 | 415 | 重油、水 |
| | 内港物揚場(2)【公共】 | -3 | | |
| | 内港物揚場(3)【公共】 | -2 | 240 | — |
| | 吾妻物揚場【公共】 | -2 | 239 | — |
| 木更津南部地区 | 木更津埠頭物揚場【公共】 | -4 | 362 | 砂利・砂 |
| | 木更津埠頭 A・B・C・D 岸壁【公共】 | -5.5 | 360 | 砂利・砂 |
| | 木更津埠頭 E・F 岸壁【公共】 | -7.5 | 260 | 砂利・砂 |
| | ※木更津埠頭 G 岸壁【公共】 | -12 | 240 | コークス、原木、鉄鋼、鋼材、金属くず |
| | ※木更津埠頭 H 岸壁【公共】 | -12 | 260 | 中古自動車、鋼材 |
| | 潮浜 A・B・C・D 岸壁【公共】 | -4.5 | 240 | 砂利・砂 |
| | 君津地区 | 新日鐵住金中央岸壁 6号【専用】 | -17 | 304 |
| 新日鐵住金中央岸壁 7・8号【専用】 | | -19 | 772 | 鉄鉱石、石炭 |
| 富津地区 | 富津埠頭 E・F 岸壁【公共】 | -7.5 | 260 | 窯業品、石炭製品 |
| | 富津埠頭 A・B・C・D 岸壁【公共】 | -5.5 | 360 | 砂利・砂、金属製品 |
| | 富津埠頭物揚場【公共】 | -4 | 857 | 水 |
| | 東京電力 LNG タンカーバース【専用】 | -14 | 840 | LNG |

上表※は、直轄工事施行施設

8. 申請理由

平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災発生時に東京湾では、津波警報に伴い、湾内に停泊、航行していた船舶が一斉に沖合に退避したため、湾内に約 400 隻もの避泊船舶が輻輳・密集し、船舶の衝突の危険性や、大型船の待避水域の不足が顕著となった。結果的に大きな事故等は発生しなかったものの、仮に船舶の衝突による二次災害が発生した場合には、東京湾内の港湾機能・物流機能が麻痺するなど我が国経済・産業活動へ与える影響が大きいと考えられる。

また、湾内は浅海域になるほど津波高が大きく、船舶の密集による衝突・海難事故等の様々な危険が伴うことから、津波発生時に船舶は可能な限り湾外へ退避しようとするが、退避に必要な時間、津波到達時間、荷役作業状況等を踏まえ、湾内で待避することを選択する船舶も存在する。

以上の教訓から、大規模地震・津波により東京湾を含む三大港が被災した場合の影響を最小限にとどめるため、国が開発保全航路の一部として船舶の待避用の泊地を指定・整備できるようにするなどの所要の措置を講ずるため、港湾法の一部を改正する法律（以下「改正港湾法」という。）が本年 6 月 5 日に公布されたところである。国土交通省は、この改正港湾法を踏まえ、東京湾において、湾外を目指す船舶と湾内に留まる船舶を安全に待避させるため、船舶が航行するルートと湾内に留まり待避するための水域とを分離し、津波発生時の海難事故の防止や待避船舶の安全確保を図ることとした。

津波発生時において、航路筋、津波の影響を受けやすい水域及び碇がかりの悪い水域を避けて、東京湾内各港の前面水域に船舶の安全な避泊に必要な錨泊範囲（避難円：投錨地点を中心とした円形の水域）を確保しようとした場合、川崎港及び横浜港の両港では船舶の安全な避泊水域が確保できないことから、東京湾内の複数の港の船舶が利用する待避水域として、中ノ瀬及び本港西側海域に開発保全航路を設定する必要性が高いとされ、新たに指定すべきと判断されたところである。

しかし、開発保全航路として指定すべきと判断された海域の一部が本港の港湾区域に存しており、港湾法上、港湾区域と開発保全航路は重複できないことから、今般、国土交通省から港湾区域の縮小についての検討を要請されたところである。

検討した結果、以下の観点から、港湾区域を縮小しても本港の管理運営上支障がないと判断したことから、今般、開発保全航路の拡大予定区域と現港湾区域の重複区域について、港湾区域の縮小に係る変更の同意申請をするものである。

- ・港湾区域変更により、木更津航路（水深 19 m）の一部が港湾区域外となるが、同区域に指定される開発保全航路の必要水深が 20 m であり木更津航路の水深は確保されることから、本港が有している港湾機能を損なう恐れはない。
- ・港湾区域の縮小区域は災害時等に利用されるものであり、通常時の取扱貨物量に影響はなく、背後の企業に影響を与えることはない。
- ・開発保全航路として指定されれば、津波発生時の東京湾内船舶の安全な避泊が可能となり、我が国経済を支える物流機能の維持に寄与する。また、本港においても、港内の船舶がすみやかに退避可能となるとともに、千葉県地域防災計画に災害発生時の被害者の救援・救護活動や緊急物資の輸送に対応する港湾として位置づけがあるため、緊急支援物資の受け入れや物流機能を継続することが可能となる。

9. 港湾区域の同意基準との関係（港湾法第4条第6項）

- (1) 変更予定港湾区域は、木更津港を経済的に一体の港湾として管理運営するために必要最小限度の区域であると認められる。
- (2) 変更予定港湾区域は、港則法に基づく港の区域（以下「港域」という。）は越えない。
なお、千葉海上保安部からは、港湾区域を変更することについて異議のない旨の回答を得ている。

10. 河川管理者、海岸管理者及び漁港管理者との関係

(1) 河川法第3条第1項に規定する河川の河川区域との関係

変更予定港湾区域には、河川法による河川区域と重複する部分は存しない。

(2) 海岸法第3条の規定により指定される海岸保全区域との関係

変更予定港湾区域には、国土交通省（港湾局）所管の海岸保全区域が存しており、当該海岸管理者である千葉県が海岸管理者となっている。港湾区域変更同意申請にあたり、海岸保全区域の管理上支障が無い旨、事前に確認している。

(3) 漁港漁場整備法第6条第1項から第4項の規定により指定される漁港の区域との関係

変更予定港湾区域には、漁港漁場整備法による漁港区域は存しない。

なお、変更予定港湾区域には、千葉県漁業共同組合連合会が免許を受けている共同漁業権及び区画漁業権が存することから同組合に協議したところ、同意する旨の回答を得ている。

11. 結論

現行の港湾区域を申請のとおり変更することは、同意基準に合致しており、適当なものと認められるので、申請のとおり同意することとしたい。

木更津港 港湾区域変更図

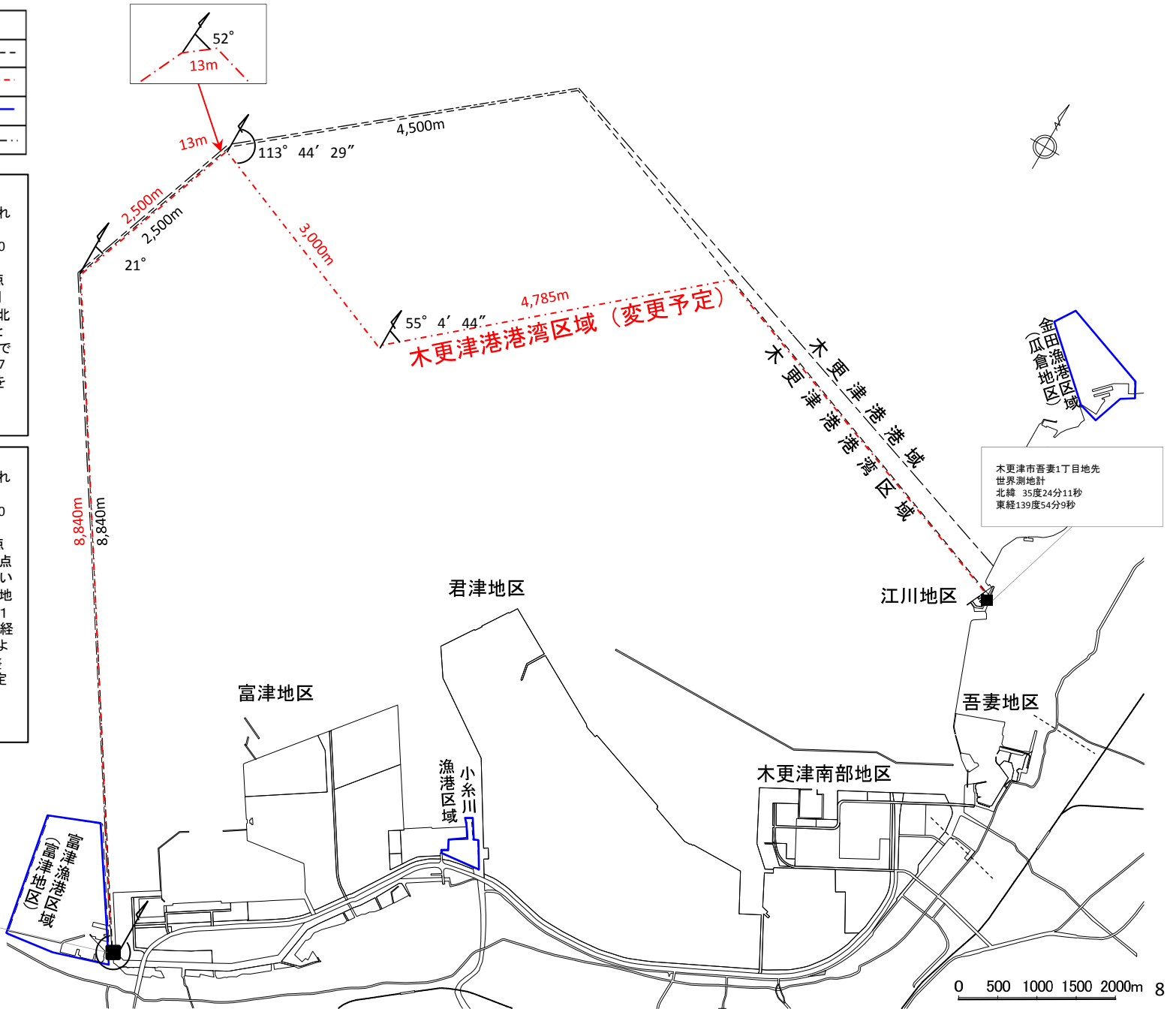
| 凡例 | |
|------------|-----------|
| 現港湾区域 | ----- |
| 変更予定港湾区域 | - - - - - |
| 漁港区域 | ————— |
| 港則法による港の区域 | ----- |

<現港湾区域>

富津市富津長浜2,035番地の64に設置された標柱(北緯35° 18' 49"、東経139° 49' 28")から327° 38' 40" 8,840m地点まで引いた線、同地点から21° 2,500mの地点まで引いた線、同地点から52° 4,500mの地点まで引いた線、同地点と木更津市吾妻1丁目地先の地点(北緯35° 23' 59"、東経139° 54' 22")とを結んだ線及び陸岸により囲まれた海面である。但し、漁港法(昭和25年、法律第137号)により指定された小糸川漁港の区域を除く。

<変更予定港湾区域>

富津市富津長浜2,035番地の64に設置された標柱(北緯35° 19' 1"、東経139° 49' 16")から327° 38' 40" 8,840m地点まで引いた線、同地点から21° 2,500mの地点まで引いた線、同地点から52° 13mの地点まで引いた線、同地点から113° 44' 29" 3,000mの地点まで引いた線、同地点から55° 4' 44" 4,785mの地点まで引いた線、同地点と木更津市吾妻1丁目地先の地点(北緯35° 24' 11"、東経139° 54' 9")とを結んだ線及び陸岸により囲まれた海面である。但し、漁港漁場整備法(昭和25年、法律第137号)により指定された小糸川漁港の区域を除く。



港湾区域の変更について

1. 概 説

港湾区域は水域であり、この区域において規制を行う者を港湾管理者という。

2. 港湾区域について

(1) 定 義

港湾区域とは、経済的に一体の港湾として管理運営するために必要な最小限度の区域について、国際戦略港湾及び国際拠点港湾並びに重要港湾（以下「国際戦略港湾等」）については国土交通大臣が、都道府県が港湾管理者の設立に加わっていない避難港については都道府県知事が港湾管理者に対して同意した水域である。（港湾法（以下「法」）第2条第3項、第4条第4項）

なお、国土交通大臣は、国際戦略港湾等に関わる港湾区域の同意にあたり、運輸審議会に諮ることとされている。

(2) 効 果

港湾区域が設定されることによる効果は以下のとおりである。

①港湾施設となるか否かの範囲を画す

港湾区域内に存する港湾法第2条第5項に規定する施設であれば、管理主体を問わず港湾施設となる。

②港湾管理者が業務を行う範囲を画す

港湾管理者が港湾法第12条の規定に基づき行う、港湾工事の実施や水域の利用等には港湾区域内でのみ行うことが可能である。

③工事等の許可を行う範囲を画す

港湾法第37条第1項に規定する行為を行おうとする者に対して、港湾区域内は港湾管理者が許可権限を行使する。

④入港料を徴収する場合の港湾の範囲を画す

港湾法第44条の2の規定に基づき港湾管理者は入港する船舶から入港料を徴収することができるが、港湾区域は入港したか否かの境界線となる。

3. 港湾管理者について

(1) 定 義

港湾管理者とは、港湾を全体として開発し、保全し、これを公共の利用に供し、港湾という営造物の性質、用法に従ってこれを善良に管理する公共的責任の主体である。

(2) 港湾管理者の設立母体

次の要件のうち、いずれか一つを満足する地方公共団体は、港湾管理者を設立することができる。

①現に当該港湾において、港湾の施設を管理する地方公共団体

②従来、当該港湾において、港湾の施設の設置若しくは維持管理の費用を負担した地方公共団体

③予定港湾区域を地先水面とする地域を区域とする地方公共団体

(3) 港湾管理者の設立形態

①関係地方公共団体が単独で又は共同して港務局を設立する場合

②都道府県又は市町村の普通地方公共団体が港湾管理者になる場合

③都道府県及び市町村が共同して地方自治法第284条第2項若しくは第3項に基づく一部事務組合若しくは広域連合を設立して港湾管理者になる場合

木更津港港湾区域変更手続概要

